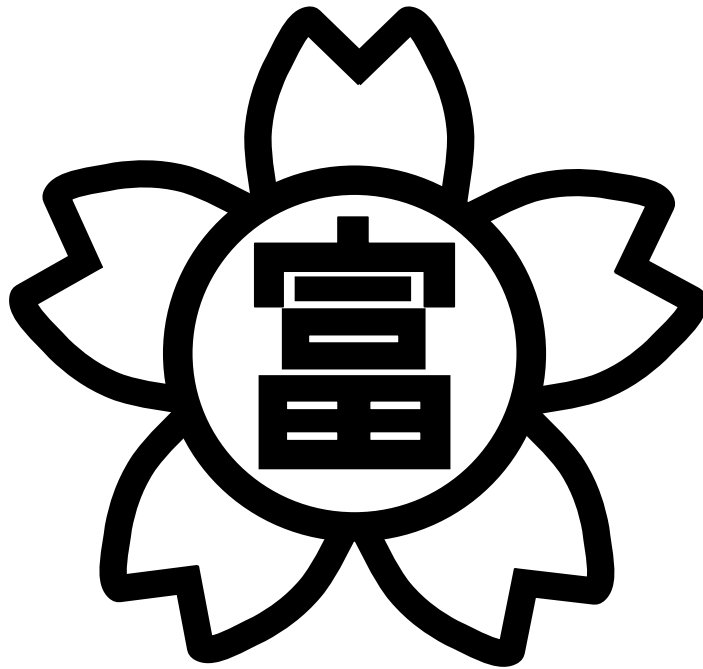


周南市立富田東小学校

いじめの防止等のための基本的な方針



令和 7 年 4 月

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	3
3 いじめの認知	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
（1）いじめの防止	4
（2）いじめの早期発見	4
（3）いじめへの対処	4
（4）家庭や地域との連携	4
（5）関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
（1）学校基本方針の策定	5
（2）学校いじめ防止対策委員会の役割	6
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
（4）いじめの解消について	9
2 重大事態への対処	10
（1）学校による調査	10
第3 改訂について	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭、地域、関係機関・その他関係者等の連携により、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、周南市がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行わなければならない。
- また、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、児童の心身に深刻な影響を及ぼすことをはじめ、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを目的に行わなければならない。
- 加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。
- これらのことから、周南市は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」の『いじめ根絶三原則』を基本理念として、いじめの防止等のための対策を講じるものとする。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。

3 いじめの認知

- いじめの事実を把握するためには、被害児童の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、校内委員会を活用して行う。
- けんかやふざけ合いのように見られる場合、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報するなど連携した対応をとる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るという認識のもと、全ての児童を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むなど、いじめを生まない土壌づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確にかかわり、積極的にいじめを認知する。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 加害児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会やPTA・地域の関係団体等との連絡会議等を活用し、いじめ問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- 学校や市教委は、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等）と適切に連携を図る。
- 適切な連携を図るため、平素から学校や市教委と関係機関の担当者が密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 学校や市教委は、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」

など、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校基本方針の策定

本校は、国・県及び市の基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容等を「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「いじめ防止基本方針」という。）として定め、これにのっとり適切に対応する。

(2) 学校いじめ防止対策委員会（学校委員会）の役割

- 学校委員会は、学校はいじめ問題への組織的対応において中核的な役割を保持する。
- 学校委員会を設置するに当たっては、既存の組織を活用することを可能とし、可能な限りＳＣ、ＳＳＷ、少年（安心）安全サポーター等の専門家を参画させ、実効性のあるものとする。
- 学校委員会は、被害児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知するなど、児童から信頼される組織となるよう努める。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、ただちに学校委員会を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童から事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携など組織的に対応する。
- 教職員は、児童からの訴えや些細な兆候や懸念を感じとった場合には、一人で抱え込まずに、全て学校委員会に報告・相談する。
- 学校委員会に集められた情報は、児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 学校委員会は、学校はいじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証する。
- 学校は、いじめ問題の解決を図るため、学校委員会を設置していることを、児童及び保護者に対して周知する。
- 重大事態の調査のための組織は、事案によっては学校委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、市教委が派遣する専門家を加えて構成する。

- 学校委員会は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	役 割
校長	全体の統括
教頭	渉外、関係機関への連絡・調整
生徒指導主任	情報収集と記録、会議の進行、情報の提示
教育相談担当	情報収集と記録、ＳＣ等関係機関との連携
養護・通級・特別支援	児童の心のケア
臨時構成員	役 割
教務主任	会議の日時・該当学級の日課等の調整（臨時委員会時）
学級担任	事実確認、該当児童等への対応
学年主任	情報収集（学年内）
ＳＣ	児童、保護者の心理的ケア、専門家としてのアドバイス
ＳＳＷ	専門家としてのアドバイス

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

- 全ての児童が、主体的にいじめ問題について、考え・議論する機会を設けるなど、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- 教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳性を養い、自分と他者との違いを理解するとともに、互いのよさを認め合う態度を育成するなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるよう、授業づくりや集団づくりに努める。
- 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動に児童が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、児童が行動に移しやすいだけでなく、一度インターネット上で拡散してしまった情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。
- 全ての児童が、自己有用感や充実感を感じることができる学校づくりを行う。

- 児童に対するアンケート調査・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例もあることから、調査結果の検証及び組織的な対処方法について、学校基本方針に定めておく。
- 児童に対しては、いじめの傍観者とならず、周囲の教員に報告・相談するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- いじめの背景にある児童が抱えるストレス等に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に留意する。
- 学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。
- 次に掲げる児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童、外国人の児童、又は、外国人の保護者をもつ児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向に係る児童
 - ・ 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

具体的な取組

- ・ 道徳教育や心の教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- ・ 生徒指導の4機能を生かした授業づくり
- ・ 児童の夢や希望を育むキャリア教育の推進
- ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修
- ・ 「いじめ防止・根絶強調月間」（10月）の取組
- ・ 生活アンケート(毎週)、定期教育相談(6月、11月)の実施
- ・ 小中連携の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践
- ・ 幼稚園、保育園、子ども園、中学校との情報交換、情報共有
- ・ 担任の児童との信頼関係づくり及び丁寧で深い児童理解
- ・ 校内生徒指導部会の定例会議の実施(各学年の情報交換)
- ・ チャレンジ目標達成への取り組み

② いじめの早期発見

- いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候^{ささい}であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階からの的確にかかわるようにする。
- 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学級担任だけでなく、副担任、教科担任、養護教諭、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の状況をきめ細かく把握することに努める。
- 日頃から児童との信頼関係の構築に努めながら、定期的なアンケート調査、教育相談を活用していじめの実態を把握する。
- アンケート調査や教育相談において、児童が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、必ず教職員が迅速かつ組織的に対応する。

* アンケート実施後の留意点

- ① アンケート実施後、担任は気になる児童に対して速やかに対応（相談、支援、指導等）を行い、対応を用紙に赤で記す。その週のうちに各学年部で確認の上、すべてのアンケートを教育相談担当に提出。
- ② 内容確認（教育相談担当→生徒指導担当→教務→教頭→校長）
- ③ いじめの疑いがあるものについては、校内委員会で協議。

③ いじめへの対処

- いじめに係る情報を一人で抱え込み、学校委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、学校委員会に速やかに報告する。
- 学校は、いじめの事実を確認したら、家庭や市教委に連絡・相談し、事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 学校委員会において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、対応方針を決定し、全教職員が被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。
- 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、市教委又は学校委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめに係る行為が止んでいるか判断を行う。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

2 重大事態への対処

重大事態とは、以下の場合をいう。なお、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に沿って適切に対応する。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（1）学校による調査

① 重大事態発生の報告

- 学校は、市教委に報告する。
- 学校は、児童・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が異なる認識であったとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

② 調査を行うための組織

- 学校が調査の主体となる場合、学校委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、市教委から適切な専門家の派遣を要請する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- アンケート調査や聴き取り調査など、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 「基本調査」と「詳細調査」から構成される「背景調査」は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺又は自殺が疑われる事案が起きたときに、学校及び市教委が主体となっていく。
- 「基本調査」は、学校が主体となり、事案発生後速やかに着手する全件を対象とする調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点でもっている情報及び「基本調査」の期間中に得られた情報を迅速に整理することを目的に実施する。
- 「詳細調査」は、特別な事情がない限り市教委が主体となり、「基本調査」等を踏まえ必要と判断した場合に、心理の専門家などを加えた調査組織において行う調査であり、公平性・中立性を確保した上で、当該事案に至る過程を探り、再発防止策を打ち立てることを目的に実施する。

④ 被害児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係について、被害児童とその保護者に対して説明する。
- 市教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。
- アンケート調査等の実施により得られた情報は、被害児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明しておく。
- 学校が調査を行う場合、市教委は、情報の提供の内容・方法・時期などについて指導や支援をする。

⑤ 調査結果の報告

- 学校は市教委に報告する。
- 被害児童又はその保護者が希望する場合には、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて提出する。

第3 基本方針の改訂について

国・山口県・周南市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、学校いじめ防止対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、学校の基本方針も改訂していくこととする。